

平成27年10月から標準報酬制に移行します

平成24年8月、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（被用者年金一元化法）」が成立したことにより、平成27年10月1日の施行後は、組合員の皆様は厚生年金に加入することとなります。

これに伴い、組合員の皆様が給料及び期末・勤勉手当より負担されている掛金と地方公共団体からの負担金の算定につきましては、給料月額を基礎に算定する「手当率制」から厚生年金や国家公務員共済組合と同様の標準報酬月額を基礎に算定する「標準報酬制」へ移行されます。

なお、短期給付事業及び保健事業についても「標準報酬制」へ移行となります。

現 行

【掛金・負担金の算定基礎】

手当率制

$$\text{給料月額} \times 1.25 \text{ (手当率)} \times \text{掛金・負担金率} = \text{掛金・負担金}$$

組合員の掛金

(労使折半で負担)

地方公共団体等の負担金

改正後

【掛金・負担金の算定基礎】

標準報酬制

$$\text{標準報酬月額} \times \text{掛金・負担金率} = \text{掛金・負担金}$$
$$\text{標準報酬月額} \times \text{保険料率} = \text{保険料}$$

組合員の掛金

(労使折半で負担)

地方公共団体等の負担金

【等級表】に当てはめる
4月～6月の報酬の平均額

4月の報酬

給料月額

実際の手当
(超勤手当、扶養手当等)

5月の報酬

給料月額

実際の手当

6月の報酬

給料月額

実際の手当

※ 期末・勤勉手当につきましては、支給された期末・勤勉手当の額がそのまま「標準期末手当等の額」となります。

◎ 標準報酬月額は、原則年1回決定され（「定時決定」という。）その年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とされます。

◎ 経過措置として、制度開始時の平成27年10月～平成28年8月の標準報酬月額は、平成27年6月の報酬月額を基に決定されます。